

二十 償却費の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(分割払の繰延資産)</p> <p>8-3-3<u>令第14条第1項第8号</u>.....</p> <p>(支出する費用の額が20万円未満であるかどうかの判定)</p> <p>8-3-8</p> <p>.....<u>令第14条第1項第8号イ</u>.....</p>	<p>(分割払の繰延資産)</p> <p>8-3-3<u>令第14条第1項第9号</u>.....</p> <p>(支出する費用の額が20万円未満であるかどうかの判定)</p> <p>8-3-8</p> <p>.....<u>令第14条第1項第9号イ</u>.....</p>

二十一 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(時 価)</p> <p>9-1-3</p> <p>.....</p> <p>.....<u>再生計画認可の決定があった時</u>.....</p> <p>(棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)</p> <p>9-1-5 <u>令第68条第1項第1号ニ</u>《棚卸資産の評価損の計上ができる事実》 に規定する「イからハまでに準ずる特別の事実」.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(上場有価証券等の価額)</p> <p>9-1-8</p> <p>(注)1</p>	<p>(時 価)</p> <p>9-1-3</p> <p>.....</p> <p>.....<u>事実が生じた時</u>.....</p> <p>(棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)</p> <p>9-1-5 <u>令第68条第1項第1号ホ</u>《棚卸資産の評価損の計上ができる事実》 に規定する「イからニまでに準ずる特別の事実」.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(上場有価証券等の価額)</p> <p>9-1-8</p> <p>(注)1</p>

.....払い込むべき金額又は給付すべき金銭以外の資産の価額.....
交付を受ける.....
 2

(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)

9-1-9

(1)

イ 会社法の規定による特別清算開始の命令.....

ロ

ハ

ニ

(2)

(注)

1

.....募集株式の発行等若しくは株式の併合等.....

募集株式の発行等若しくは株式の併合等.....募集株式の発行

等若しくは株式の併合等.....

2

(上場有価証券等以外の有価証券の著しい価額の低下の判定)

9-1-11

(注)

.....令第9条第2項第2号《連結子法人株式の帳簿価額の修正事由》.....同条第3項.....

.....払い込むべき金額.....引き受ける.....

 2

(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)

9-1-9

(1)

イ 商法の規定による会社の整理開始の命令又は特別清算の開始の命令.....

ロ

ハ

ニ

(2)

(注)

1

.....増減資等.....増減資等.....増減資

等.....

2

(上場有価証券等以外の有価証券の著しい価額の低下の判定)

9-1-11

(注)

.....令第9条の2第1項第2号《連結子法人株式の帳簿価額の修正事由》.....同条第2項.....

改 正 後	改 正 前
<p>(資産評定に係る有価証券の価額)</p> <p>9-1-15 の 2<u>再生計画認可の決定があった時</u>.....</p> <p>(固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)</p> <p>9-1-16 <u>令第68条第1項第3号へ</u>《固定資産の評価損の計上ができる事実》 に規定する「イからホまでに準ずる特別の事実」.....</p> <p>(1) (2)</p> <p>(減価償却資産の時価)</p> <p>9-1-19 (1) (2)<u>再生計画認可の決定があった時</u></p>	<p>(資産評定に係る有価証券の価額)</p> <p>9-1-15 の 2<u>事実が生じた時</u>.....</p> <p>(固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)</p> <p>9-1-16 <u>令第68条第1項第3号ト</u>《固定資産の評価損の計上ができる事実》 に規定する「イからへまでに準ずる特別の事実」.....</p> <p>(1) (2)</p> <p>(減価償却資産の時価)</p> <p>9-1-19 (1) (2)<u>事実が生じた時</u></p>

二十二 役員給与等

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 <u>役員給与等</u></p>	<p>第2節 <u>報酬、給料、賞与及び退職給与等</u></p>
<p>(法人である役員)</p> <p>9-2-2 <u>法第2条第15号《定義》に規定する役員には、会計参与である監査法人又は税理士法人及び持分会社の社員である法人が含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

(代表権を有しない理事)

9-2-3 民法第34条《公益法人の設立》の規定により設立された法人(以下9-2-3において「民法法人」という。)の理事が定款若しくは寄附行為の規定又は総会の決議により代表権を有しないこととされている場合には、当該理事は令第71条第1項各号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる役員のうち同項第1号に掲げる者には該当しないことに留意する。

.....

(職制上の地位を有する役員の意義)

9-2-4 令第71条第1項第2号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる「副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員」とは、定款等の規定又は総会若しくは取締役会の決議等によりその職制上の地位が付与された役員をいう。

(使用人としての職制上の地位)

9-2-5 法第34条第5項《使用人兼務役員》.....

(機構上職制の定められていない法人の特例)

9-2-6
.....法第34条第5項かつこ書《使用人兼務役員とされない役員》
.....9-2-5.....

(使用人兼務役員とされない同族会社の役員)

9-2-7 令第71条第1項第5号《使用人兼務役員とされない同族会社の役員》の同族会社の役員には、次に掲げる役員が含まれることに留意する。

(代表権を有しない理事)

9-2-1の2 民法第34条《公益法人の設立》の規定により設立された法人(以下9-2-1の2において「民法法人」という。)の理事が令第71条第1項第1号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる役員に該当するかどうかの判定に当たっては、当該理事が定款若しくは寄附行為の規定又は総会の決議により代表権を有しないこととされている場合には同号に掲げる役員に該当しないことがあることに留意する。

.....

(専務取締役等の意義)

9-2-1の3 令第71条第1項第1号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる専務取締役、専務理事、常務取締役及び常務理事(以下9-2-1の3において「専務取締役等」という。)とは、定款等の規定又は総会若しくは取締役会の決議等により専務取締役等としての職制上の地位が付与された役員をいう。

(使用人としての職制上の地位)

9-2-2 法第35条第5項《使用人兼務役員》.....

(機構上職制の定められていない法人の特例)

9-2-3
.....法第35条第5項かつこ書《使用人兼務役員とされない役員》
.....9-2-2.....

(使用人兼務役員とされない同族会社の役員)

9-2-4 令第71条第1項第4号《使用人兼務役員とされない同族会社の役員》に規定する同族会社の役員には、自らは当該会社の株式又は出資を有しないが、その役員と法第2条第10号《同族会社の定義》に規定する特殊の関係

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>自らは当該会社の株式又は出資を有しないが、その役員と法第2条第10号《同族会社の定義》に規定する特殊の関係のある個人又は法人（以下9-2-7において「同族関係者」という。）が当該会社の株式又は出資を有している場合における当該役員</u></p> <p>(2) <u>自らは当該会社の令第4条第3項第2号イからニまで《同族関係者の範囲》に掲げる議決権を有しないが、その役員と同族関係者が当該会社の当該議決権を有している場合における当該役員</u></p> <p>(3) <u>自らは当該会社の社員又は業務を執行する社員ではないが、その役員と同族関係者が当該会社の社員又は業務を執行する社員である場合における当該役員</u></p> <p>(注) <u>令第71条第1項第5号に規定する株主グループの所有割合の計算については、1-3-1《株式会社における同族会社の判定》から1-3-8《同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の同族会社の判定》までの取扱いを準用する。</u></p> <p>(同順位の株主グループ)</p> <p>9-2-8 令第71条第1項第5号……………</p> <p>(注) ……………株式の所有割合……………</p> <p>……………株式の所有割合……………株式の所有割合……………</p> <p>……………株式の所有割合……………</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>のある個人又は法人が当該会社の株式又は出資を有している場合における当該役員が含まれることに留意する。</u></p> <p>(注) <u>令第71条第1項第4号に規定する株主グループの持株割合の計算については、1-3-5《同族会社の判定の基礎となる株主等》に準ずる。</u></p> <p>(同順位の株主グループ)</p> <p>9-2-4 の 2 令第71条第1項第4号……………</p> <p>(注) ……………持株割合……………</p> <p>……………持株割合……………持株割合……………持株割合……………</p> <p>……………</p> <p>(議決権のない株式がある場合の使用人兼務役員の判定)</p> <p>9-2-4 の 3 令第71条第2項《持株割合等の意義》に規定する「株式」及び</p>

第2款 経済的な利益の供与

(債務の免除による利益その他の経済的な利益)

9-2-9 法第34条第4項(役員給与)、法第35条第1項(特殊支配同族会社の役員給与)及び法第36条(過大な使用人給与の損金不算入)に規定する「債務の免除による利益その他の経済的な利益」とは、次に掲げるものように、法人がこれらの行為をしたことにより実質的にその役員等(役員及び同条に規定する特殊の関係のある使用人をいう。以下9-2-10までにおいて同じ。)に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすもの(明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるもの及び病気見舞、災害見舞等のような純然たる贈与と認められるものを除く。)をいう。

- (1) 役員等に対して物品その他の資産を贈与した場合におけるその資産の価額に相当する金額
- (2) 役員等に対して所有資産を低い価額で譲渡した場合におけるその資産の価額と譲渡価額との差額に相当する金額
- (3) 役員等から高い価額で資産を買い入れた場合におけるその資産の価額と買入価額との差額に相当する金額
- (4) 役員等に対して有する債権を放棄し又は免除した場合(貸倒れに該当する場合を除く。)におけるその放棄し又は免除した債権の額に相当する金額
- (5) 役員等から債務を無償で引き受けた場合におけるその引き受けた債務の額に相当する金額
- (6) 役員等に対してその居住の用に供する土地又は家屋を無償又は低い価額で提供した場合における通常取得すべき賃貸料の額と実際徴収した賃貸料の額との差額に相当する金額

「発行済株式」には、議決権のない株式が含まれる。

(新 設)

(新 設)

9-2-11 令第69条第1項第3号《定期同額給与の範囲等》に規定する「継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの」とは、その役員が受ける経済的な利益の額が毎月おおむね一定であるものをいうのであるから、例えば、次に掲げるものはこれに該当することに留意する。

- (1) 9-2-9の(1)、(2)又は(8)に掲げる金額でその額が毎月おおむね一定しているもの
- (2) 9-2-9の(6)又は(7)に掲げる金額（その額が毎月著しく変動するものを除く。）
- (3) 9-2-9の(9)に掲げる金額で毎月定額により支給される渡切交際費に係るもの
- (4) 9-2-9の(10)に掲げる金額で毎月負担する住宅の光熱費、家事使用人給料等（その額が毎月著しく変動するものを除く。）
- (5) 9-2-9の(11)及び(12)に掲げる金額で経常的に負担するもの

第3款 定期同額給与

(新 設)

(定期同額給与の意義)

(新 設)

9-2-12 法第34条第1項第1号《定期同額給与》の「その支給時期が1月以下の一定の期間ごと」である給与とは、あらかじめ定められた支給基準（慣習によるものを含む。）に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の期間を単位として規則的に反復又は継続して支給されるものをいうのであるから、例えば、非常勤役員に対し年俸又は事業年度の期間俸を年1回又は年2回所定の時期に支給するようなものは、たとえその支給額が各月ごとの一定の金額を基礎として算定されているものであっても、同号に規定する定期同額給与には該

改 正 後	改 正 前
<p><u>当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該非常勤役員に対する年俸又は期間俸等の給与につき令第 69 条第 2 項《事前確定届出給与の届出》に定めるところに従って納税地の所轄税務署長に届出をしている場合には、当該給与は法第 34 条第 1 項第 2 号《事前確定届出給与》に規定する給与に該当する。</u></p> <p><u>(経営の状況の著しい悪化に類する理由)</u></p> <p><u>9-2-13 令第 69 条第 1 項第 2 号《定期同額給与の範囲等》に規定する「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいうのであるから、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどはこれに含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 4 款 事前確定届出給与</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(事前確定届出給与の意義)</u></p> <p><u>9-2-14 法第 34 条第 1 項第 2 号《事前確定届出給与》に規定する給与は、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給される給与をいうのであるから、同号の規定に基づき納税地の所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合にはこれに該当しないこととなり、原則として、その支給額の全額が損金不算入となることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(確定額の意義)</u></p> <p><u>9-2-15 法第 34 条第 1 項第 2 号《事前確定届出給与》の「確定額」には、現</u></p>	<p>(新 設)</p>

物資産により支給するもの、支給額の上限のみを定めたもの及び一定の条件を付すことにより支給額が変動するようなものは、これに含まれない。

(職務の執行を開始する日)

(新 設)

9-2-16 令第69条第2項《事前確定届出給与の届出》の「職務の執行を開始する日」とは、その役員がいつから就任するかなど個々の事情によるのであるが、例えば、定時株主総会において役員に選任されその日に就任した者及び定時株主総会の開催日に現に役員である者（同日に退任する者を除く。）にあつては、当該定時株主総会の開催日となる。

第5款 損金の額に算入される利益連動給与

(新 設)

(業務執行役員の意義)

(新 設)

9-2-17 業務執行役員(法第34条第1項第3号《損金の額に算入される利益連動給与》に規定する業務執行役員をいう。以下9-2-19において同じ。)
とは、法人の業務を執行する役員をいうのであるから、例えば、法人の役員であつても、取締役会設置会社における代表取締役以外の取締役のうち業務を執行する取締役として選定されていない者、社外取締役、監査役及び会計参与は、これに含まれないことに留意する。

(確定額を限度としている算定方法の意義)

(新 設)

9-2-18 法第34条第1項第3号イ(1)《損金の額に算入される利益連動給与》の「確定額を限度としている算定方法」とは、その支給額の上限が具体的な金額をもって定められていることをいうのであるから、例えば、「経常利益の〇〇%を限度として支給する。」という定め方は、これに当たらない。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(算定方法の内容の開示)</u></p> <p>9-2-19 <u>法第34条第1項第3号イ(3)《損金の額に算入される利益連動給与》</u> <u>の客観的な算定方法の内容の開示とは、業務執行役員のすべてについて、当該業務執行役員ごとに次に掲げる事項を開示することをいうのであるから、留意する。</u></p> <p>(1) <u>その利益連動給与の算定の基礎となる利益に関する指標</u> (2) <u>支給の限度としている確定額</u> (3) <u>客観的な算定方法の内容</u> (注) <u>算定方法の内容の開示に当たっては、個々の業務執行役員ごとに算定方法の内容が明らかになるものであれば、同様の算定方法を採用する利益連動給与について包括的に開示することとしていても差し支えない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(利益に関する指標の数値が確定した時期)</u></p> <p>9-2-20 <u>令第69条第8項《損金の額に算入される利益連動給与》の規定の適用上、利益に関する指標の数値が確定した時とは、法人が会社法第438条第2項《計算書類等の定時株主総会への提出等》の規定により定時株主総会において計算書類の承認を受けた時をいう。</u></p> <p>(注) <u>法人が同法第439条《会計監査人設置会社の特則》の規定の適用を受ける場合には、取締役が計算書類の内容を定時株主総会へ報告した時となる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第6款 過大な役員給与の額</u></p> <p><u>(役員に対して支給した給与の額の範囲)</u></p> <p>9-2-21 <u>令第70条第1号イ《過大な役員給与の額》に規定する「その役員</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2款 役員に対する報酬</u></p> <p><u>(役員に対して支給した報酬の額の範囲)</u></p> <p>9-2-5 <u>令第69条第1号《過大な役員報酬の額》に規定する「その役員に対</u></p>

に対して支給した給与の額」……………

(使用人としての職務に対するものを含めないで役員給与の限度額等を定めている法人)

9-2-22 令第 70 条第 1 号ロ《限度額等を超える役員給与の額》に規定する
「使用人としての職務に対するものを含めないで当該限度額等を定めている法人」……………役員給与の限度額等……………給与……………

(使用人分の給与の適正額)

9-2-23 使用人兼務役員に対する使用人分の給与を令第 70 条第 1 号ロ《限度額等を超える役員給与の額》に定める役員給与の限度額等に含めていない法人が、使用人兼務役員に対して使用人分の給与を支給した場合には、その使用人分の給与の額のうち……………使用人に対して支給した給与の額 (その給与の額が……………原則として、これを使用人分の給与として相当な金額とする。……………直前に受けていた給与の額、……………支給した給与の額等を……………

(使用人兼務役員に対する経済的な利益)

9-2-24 ……………

(海外在勤役員に対する滞在手当等)

9-2-25 ……………

……………令第 70 条第 1 号ロ《限度額等を超える役員給与の額》に定める役員給与の限度額等……………給与……………

して支給した報酬の額」……………

(使用人としての職務に対するものを含めないで役員報酬の支給限度額を定めている法人)

9-2-6 令第 69 条第 2 号《支給限度額を超える役員報酬の額》に規定する
「使用人としての職務に対するものを含めないで当該限度額を定めている法人」……………役員報酬の支給限度額……………報酬……………

(使用人分の報酬の適正額)

9-2-7 使用人兼務役員に対する使用人分の報酬を令第 69 条第 2 号《支給限度額を超える役員報酬の額》に定める役員報酬の支給限度額に含めていない法人が、使用人兼務役員に対して使用人分の報酬を支給した場合には、その使用人分の報酬の額のうち……………使用人に対して支給した給料の額 (その給料の額が……………原則として、これを使用人分の報酬として相当な金額とする。……………直前に受けていた給料の額、……………支給した給料の額等を……………

(使用人兼務役員に対する経済的な利益)

9-2-8 ……………

(海外在勤役員に対する滞在手当等)

9-2-9 ……………

……………令第 69 条第 2 号《支給限度額を超える役員報酬の額》に定める役員報酬の支給限度額……………報酬……………

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(役員報酬の支給限度額の増額に伴う一括支給額)</u></p> <p>9-2-9の2 既往にそ及して役員報酬の支給限度額を増額改訂することについて株主総会等における決議が行われた場合において、その決議が定時に開催される株主総会、社員総会その他これらに準ずるものにおいて行われ、かつ、その増額改訂がその決議の日の属する事業年度開始の日以後に行われることになっているときは、その決議に基づきそ及して適用される期間に係る報酬の増額分として一括して支給される金額は、役員報酬として取り扱う。</p>
(廃 止)	<p>第3款 経済的な利益の供与</p>
(廃 止)	<p><u>(債務の免除による利益その他の経済的な利益)</u></p> <p>9-2-10 法第34条第3項《役員報酬》、法第35条第4項《賞与》及び法第36条の2《過大な使用人給与の損金不算入》に規定する「債務の免除による利益その他の経済的な利益」とは、次に掲げるもののように、法人がこれらの行為をしたことにより実質的にその役員等（役員及び同条に規定する特殊関係使用人をいう。以下9-2-11までにおいて同じ。）に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすもの（明らかに株主等の地位に基づいて取得したと認められるもの及び病氣見舞、災害見舞等のような純然たる贈与と認められるものを除く。）をいう。</p> <p>(1) 役員等に対して物品その他の資産を贈与した場合におけるその資産の価額に相当する金額</p> <p>(2) 役員等に対して所有資産を低い価額で譲渡した場合におけるその資産の価額と譲渡価額との差額に相当する金額</p> <p>(3) 役員等から高い価額で資産を買い入れた場合におけるその資産の価額と買入価額との差額に相当する金額</p>

- (4) 役員等に対して有する債権を放棄し又は免除した場合（貸倒れに該当する場合を除く。）におけるその放棄し又は免除した債権の額に相当する金額
- (5) 役員等から債務を無償で引き受けた場合におけるその引き受けた債務の額に相当する金額
- (6) 役員等に対してその居住の用に供する土地又は家屋を無償又は低い価額で提供した場合における通常取得すべき賃貸料の額と実際徴収した賃貸料の額との差額に相当する金額
- (7) 役員等に対して金銭を無償又は通常の利率よりも低い利率で貸付けをした場合における通常取得すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額に相当する金額
- (8) 役員等に対して無償又は低い対価で(6)及び(7)に掲げるもの以外の用役の提供をした場合における通常その用役の対価として収入すべき金額と実際に収入した対価の額との差額に相当する金額
- (9) 役員等に対して機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したもののうち、その法人の業務のために使用したことが明らかでないもの
- (10) 役員等のために個人的費用を負担した場合におけるその費用の額に相当する金額
- (11) 役員等が社交団体等の会員となるため又は会員となっているために要する当該社交団体の入会金、経年会費その他当該社交団体の運営のために要する費用で当該役員等の負担すべきものを法人が負担した場合におけるその負担した費用の額に相当する金額
- (12) 法人が役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約を締結してその保険料の額の全部又は一部を負担した場合におけるその負担した保険料の額に相当する金額

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>(給与としない経済的な利益)</u> <u>9-2-11 法人が役員等に対し9-2-10に掲げる経済的な利益の供与をした場合において、それが所得税法上経済的な利益として課税されないものであり、かつ、当該法人がその役員等に対する給与として経理しなかったものであるときは、給与として取り扱わないものとする。</u></p>
<p>(廃止)</p> <p>(他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したものの意義)</p> <p><u>9-2-26 法人が、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する賞与を、他の使用人に対する賞与の支給時期に未払金として経理し、他の役員への給与の支給時期に支払ったような場合には、当該賞与は、令第70条第3号《過大な役員給与の額》に規定する「他の使用人に対する賞与の支給時期と異なる時期に支給したもの」に該当することに留意する。</u></p>	<p>第4款 賞与</p> <p>(使用人に対する賞与の支給時期に支給する場合の意義)</p> <p><u>9-2-12 法第35条第2項《使用人分賞与の損金算入》に規定する「使用人に対する賞与の支給時期に支給する場合」とは、法人が使用人兼務役員に対してその使用人としての職務に対する賞与を当該法人の使用人に対する賞与の支給時期に同時に支給する場合をいうのであるから、当該賞与を使用人に対する賞与の支給時期に支給しないで未払金として経理し、利益処分による役員賞与の支給時期に支給したような場合は、これに該当しないことに留意する。</u></p>
<p>(廃止)</p>	<p><u>(定期の給与)</u> <u>9-2-13 法第35条第4項《賞与》に規定する「定期の給与」とは、あらかじめ定められた支給基準(慣習によるものを含む。)に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の期間を単位として定期的に反復又は継続して支給される給与をいう。ただし、これらの給与であっても、通常行われる給与の増額以外において特定の月だけ増額支給された場合における当該給与については、当該特定の月において支給された額のうち各月において支給される額を超える部分の金額は臨時的な給与とする。</u> <u>(注)1 例えば毎月支給される役員報酬の額が前月の売上高に応じて増減する</u></p>

ように定められているような場合には、その役員報酬として支給する給与の額のうち売上高のいかんにかかわらず支給されることとされている金額を超える部分の金額は、定期の給与に該当しない。

2 例えば役員に対して支給する報酬の額を年額又は半年額等として定め、その範囲内で、各月ごとにおおむね定額の報酬を支給するほか、特定の月だけ増額して支給した場合には、たとえその年額等として定められた金額が当該役員に対する報酬の額として相当な金額の範囲内のものであるとしても、その特定の月において支給された額のうち各月において支給される額を超える部分の金額は、定期の給与に該当しない。

(廃止)

(年俸等として毎年所定の時期に支給される給与)

9-2-14 法第35条第4項《賞与》に規定する「他に定期の給与を受けていない者に対し継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づいて支給されるもの」とは、例えば、非常勤役員に対し年俸又は事業年度の期間俸を年1回又は年2回所定の時期に支給するようなものをいうのであるから、定期の給与の他に、暮に支給される給与は、たとえその支給時期及び金額が一定していても同項に規定する臨時的な給与に該当することに留意する。

(廃止)

(役員の歩合給若しくは能率給又は超過勤務手当)

9-2-15 法人がその役員に対して月俸、年俸等の固定給のほかに歩合給若しくは能率給又は超過勤務手当(使用人兼務役員に対する超過勤務手当に限る。)を支給している場合において、これらの支給が使用人に対する支給基準と同一の基準によっているときは、これらの給与は法第35条第4項《賞与》に定める臨時的な給与としないで定期の給与とする。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(経済的な利益についての報酬と賞与との区分)</u></p> <p><u>9-2-16 法人がその役員に対して支給した給与が報酬となるか賞与となるかは、当該給与が定期の給与に該当するかどうかにより判定するのであるから、経済的な利益のうち次に掲げるものは報酬となることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 9-2-10の(1)、(2)又は(8)に掲げる金額でその額が毎月おおむね一定しているもの</u></p> <p><u>(2) 9-2-10の(6)又は(7)に掲げる金額</u></p> <p><u>(3) 9-2-10の(9)に掲げる金額で毎月定額により支給される渡切交際費に係るもの</u></p> <p><u>(4) 9-2-10の(10)に掲げる金額で毎月負担する住宅の光熱費、家事使用人給料等</u></p> <p><u>(5) 9-2-10の(11)及び(12)に掲げる金額で経常的に負担するもの</u></p>
(廃止)	<p><u>(使用人兼務役員に対する使用人賞与の適正額)</u></p> <p><u>9-2-17 法人が使用人兼務役員に対して支給した使用人分の賞与の適正額の判定については、9-2-7を準用する。</u></p>
<p>(使用人が役員となった直後に支給される賞与等)</p> <p><u>9-2-27</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7款 退職給与</u></p>	<p>(使用人が役員となった直後に支給される賞与等)</p> <p><u>9-2-17の2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5款 退職給与</u></p>
<p>(役員に対する退職給与の損金算入の時期)</p> <p><u>9-2-28</u></p>	<p>(役員に対する退職給与の損金算入の時期)</p> <p><u>9-2-18</u></p>

.....退職給与の額を支払った日.....その支払った額.....
.....

(退職年金の損金算入の時期)

9-2-29

(廃止)

(廃止)

.....退職給与の額を支給した日.....その支給した額.....
.....

(退職年金の損金算入の時期)

9-2-19

(注) 法人が、退職した役員に対して支給する退職年金の総額を未払金等に計上した場合において、退職年金を支給する都度その未払金等の全部又は一部を取り崩してその支給した退職年金の額に充てる経理をするとともに確定申告書において損金の額に算入したときは、その退職年金の額については損金経理をしたものとして取り扱う。

(具体的に確定する前に未払計上をした役員退職給与)

9-2-20 法人が退職した役員に対して支給する退職給与の額につきその額が具体的に確定する日の属する事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取締役会等で内定した金額を損金経理により未払金に計上した場合には、その未払金に計上した金額は損金の額に算入されないのであるが、その後その退職給与の額が確定した日の属する事業年度又はその額を支給した日の属する事業年度においてその確定し、又は支給した額につき確定申告書において損金の額に算入したときは、その退職給与の額については損金経理をしたものとして取り扱う。

(仮払経理した役員退職給与の損金不算入)

9-2-21 法人が、退職した役員に対する退職給与をその額が具体的に確定した日の属する事業年度以後の事業年度（それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度）において支給した場合において、その支給した額につきその支給をした日の属する事業年度において仮払金等として経理したときは、その後の事業年度において当該仮払金等を損金

改 正 後	改 正 前
<p>(使用人兼務役員に支給した退職給与)</p> <p><u>9-2-30</u><u>法第34条第2項《役員給与の損金不算入》</u>.....</p> <p>(厚生年金基金からの給付等がある場合)</p> <p><u>9-2-31</u></p> <p>(役員の方掌変更等の場合の退職給与)</p> <p><u>9-2-32</u></p> <p>(1) (2)<u>令第71条第1項第5号</u>.....</p> <p>(3) <u>分掌変更等の後におけるその役員（その分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。）の給与が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。</u></p> <p><u>併</u> <u>本文の「退職給与として支給した給与」には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれない。</u></p> <p>(被合併法人の役員に対する退職給与の損金算入)</p> <p><u>9-2-33</u><u>合併承認総会等</u>.....</p>	<p><u>経理により消却したときであっても、その消却した金額は損金の額に算入されないことに留意する。</u></p> <p>(使用人兼務役員に支給した退職給与)</p> <p><u>9-2-22</u><u>法第36条《過大な役員退職給与の損金不算入》</u>.....</p> <p>(厚生年金基金からの給付等がある場合)</p> <p><u>9-2-22の2</u></p> <p>(役員の方掌変更等の場合の退職給与)</p> <p><u>9-2-23</u></p> <p>(1) (2)<u>令第71条第1項第4号</u>.....</p> <p>(3) <u>分掌変更等の後における報酬が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。</u></p> <p>(被合併法人の役員に対する退職給与の損金算入)</p> <p><u>9-2-23の2</u><u>合併承認総会</u>.....</p>

(合併法人の役員となった被合併法人の役員等に対する退職給与)

9-2-34 9-2-33.....

(退職給与の打切支給)

9-2-35

(使用人が役員となった場合の退職給与)

9-2-36

(注) 9-2-35の(注).....

(役員が使用人兼務役員に該当しなくなった場合の退職給与)

9-2-37 使用人兼務役員であった役員が、法第34条第1項《役員給与の損金不算入》に規定する使用人としての職務を有する役員に該当しないこととなった場合において、その使用人兼務役員であった期間に係る退職給与として支給した金額があるときは、たとえその額がその使用人としての職務に対する退職給与の額として計算されているときであっても、その支給した金額は、当該役員に対する給与（退職給与を除く。）とする。

ただし、その退職給与として支給した給与が次のすべてに該当するときは、その支給した金額は使用人としての退職給与として取り扱うものとする。

(1) 当該給与の支給の対象となった者が既往に使用人から使用人兼務役員に昇格した者（その使用人であった期間が相当の期間であるものに限る。）であり、かつ、当該者に対しその昇格をした時にその使用人であった期間に係る退職

(合併法人の役員となった被合併法人の役員等に対する退職給与)

9-2-23の3 9-2-23の2.....

(退職給与の打切支給)

9-2-24

(使用人が役員となった場合の退職給与)

9-2-25

(注)1 9-2-24の(注).....

2 使用人兼務役員が令第71条第1項各号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる役員となった場合にその使用人兼務役員であった期間に係る退職給与として支給した金額があるときは、たとえその額がその使用人としての職務に対する退職給与の額として計算されているときであっても、その支給した金額は、当該役員に対する給与とする。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>給与の支給をしていないこと。</u></p> <p>(2) <u>当該給与の額が、使用人としての退職給与規程に基づき、その使用人であった期間及び使用人兼務役員であった期間を通算してその使用人としての職務に対する退職給与として計算されており、かつ、当該退職給与として相当であると認められる金額であること。</u></p> <p>(使用人から役員となった者に対する退職給与の特例)</p> <p><u>9-2-38</u></p> <p>(1)</p> <p>..... <u>9-2-35</u></p> <p>(2)</p> <p>(個人事業当時の在職期間に対応する退職給与の損金算入)</p> <p><u>9-2-39</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第8款</u> 使用人給与</p> <p>(生計の支援を受けているもの)</p> <p><u>9-2-40</u> <u>令第72条の3第3号《特殊関係使用人の範囲》</u></p> <p>(生計を一にすること)</p> <p><u>9-2-41</u> <u>令第72条の3第4号《特殊関係使用人の範囲》</u></p> <p>.....</p> <p>(厚生年金基金からの給付等がある場合の不当に高額な部分の判定)</p> <p><u>9-2-42</u> <u>法第36条《過大な使用人給与の損金不算入》</u></p>	<p>(使用人から役員となった者に対する退職給与の特例)</p> <p><u>9-2-26</u></p> <p>(1)</p> <p>..... <u>9-2-24</u></p> <p>(2)</p> <p>(個人事業当時の在職期間に対応する退職給与の損金算入)</p> <p><u>9-2-27</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6款</u> 使用人給与</p> <p>(生計の支援を受けているもの)</p> <p><u>9-2-28</u> <u>令第72条の2第3号《特殊関係使用人の範囲》</u></p> <p>(生計を一にすること)</p> <p><u>9-2-29</u> <u>令第72条の2第4号《特殊関係使用人の範囲》</u></p> <p>.....</p> <p>(厚生年金基金からの給付等がある場合の不当に高額な部分の判定)</p> <p><u>9-2-30</u> <u>法第36条の3《過大な使用人退職給与の損金不算</u></p>

.....法第 36 条.....

(支給額の通知)

9-2-43

.....令第 72 条の 5 第 2 号イ.....

(同時期に支給を受けるすべての使用人)

9-2-44

.....令第 72 条の 5 第 2 号イ.....

第 9 款 転籍、出向者に対する給与等

(出向先法人が支出する給与負担金)

9-2-45

.....給与(退職給与を除く。)に相当する金額(以下9-2-46までにおいて「給与負担金」という。).....出向先法人におけるその出向者に対する給与(退職給与を除く。)として取り扱うものとする。

(注)1

2 出向者が出向先法人において役員となっている場合の給与負担金の取扱いについては、9-2-46による。

(出向先法人が支出する給与負担金に係る役員給与の取扱い)

9-2-46 出向者が出向先法人において役員となっている場合において、次のいずれにも該当するときは、出向先法人が支出する当該役員に係る給与負担金の支出を出向先法人における当該役員に対する給与の支給として、法第 34 条《役員給与の損金不算入》の規定が適用される。

入).....法第 36 条の 3.....

(支給額の通知)

9-2-31

.....令第 134 条の 2 第 2 号イ.....

(同時期に支給を受けるすべての使用人)

9-2-32

.....令第 134 条の 2 第 2 号イ.....

第 7 款 転籍、出向者に対する給与等

(出向先法人が支出する給与負担金)

9-2-33

.....給与に相当する金額(以下9-2-34までにおいて「給与負担金」という。).....出向先法人におけるその出向者(出向先法人において役員に就任している場合には、その役員)に対する給与として取り扱うものとする。

(注)

(出向先法人が支出する給与負担金に係る報酬と賞与の区分)

9-2-34 出向者が出向先法人において役員となっている場合において、出向先法人が支出した当該役員に係る給与負担金の額が報酬と賞与のいずれに該当するかは、次の場合に応じてそれぞれ次による。

(1) 当該給与負担金の額が出向元法人が当該出向者に給与を支給する都度その

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>当該役員に係る給与負担金の額につき当該役員に対する給与として出向先法人の株主総会、社員総会又はこれらに準ずるものの決議がされていること。</u></p> <p>(2) <u>出向契約等において当該出向者に係る出向期間及び給与負担金の額があらかじめ定められていること。</u></p> <p>(注) 1 <u>本文の取扱いの適用を受ける給与負担金について、同条第1項第2号《事前確定届出給与》の規定の適用を受ける場合には、出向先法人がその納税地の所轄税務署長にその出向契約等に基づき支出する給与負担金に係る定めの内容に関する届出を行うこととなる。</u></p> <p>2 <u>出向先法人が給与負担金として支出した金額が出向元法人が当該出向者に支給する給与の額を超える場合のその超える部分の金額については、出向先法人にとって給与負担金としての性格はないことに留意する。</u></p> <p>(出向者に対する給与の較差補てん)</p> <p><u>9-2-47</u></p> <p>(出向先法人が支出する退職給与の負担金)</p> <p><u>9-2-48</u></p> <p>(出向者が出向元法人を退職した場合の退職給与の負担金)</p> <p><u>9-2-49</u></p>	<p><u>支給額の範囲内で支出されるものである場合 出向元法人の支給する給与が定期の給与か臨時の給与かの別による。</u></p> <p>(2) <u>当該給与負担金の額が一定期間内に</u>出向元法人が当該出向者に支給する給与の合計額を基礎としてその範囲内で毎月又は一括して支出されるものである場合 <u>当該給与負担金の額のうち出向元法人が当該期間内に当該出向者に支給した定期の給与の額に達するまでの金額は報酬とし、これを超える部分の金額は賞与とする。</u></p> <p>(注) (2)の場合において、<u>出向先法人が給与負担金として支出した金額が出向元法人が当該出向者に支給する給与の額を超える場合のその超える部分の金額については、出向先法人にとって給与負担金としての性格はないことに留意する。</u></p> <p>(出向者に対する給与の較差補てん)</p> <p><u>9-2-35</u></p> <p>(出向先法人が支出する退職給与の負担金)</p> <p><u>9-2-36</u></p> <p>(出向者が出向元法人を退職した場合の退職給与の負担金)</p> <p><u>9-2-37</u></p>

(出向先法人が出向者の退職給与を負担しない場合)

9-2-50

(出向者に係る適格退職年金契約の掛金等)

9-2-51

(転籍者に対する退職給与)

9-2-52

第 10 款 特殊支配同族会社の役員給与

(業務主宰役員の意義)

9-2-53 法第 35 条第 1 項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入》に規定する「法人の業務を主宰している役員」とは、会社の経営に最も中心的に関わっている役員 1 人をいう。この場合、最も中心的に関わっているかは、事業計画の策定、多額の融資契約の実行、人事権の行使等に際しての意思決定の状況や役員給与の多寡等を総合的に勘案して判定する。

(常務に従事する役員の意義)

9-2-54 法第 35 条第 1 項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入》に規定する「常務に従事する役員」とは、会社の経営に関する業務を役員として実質的に、日常継続的に遂行している役員をいう。

(注)1 使用人兼務役員のうち、その者に対する役員給与のうち役員としての職務に対する給与がその会社の使用人としての職務に対する給与を超えるような者は「常務に従事する役員」に該当するが、単に取締役会の構成員と

(出向先法人が出向者の退職給与を負担しない場合)

9-2-38

(出向者に係る適格退職年金契約の掛金等)

9-2-39

(転籍者に対する退職給与)

9-2-40

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>して業務執行に関する意思決定に参画するだけの者は「常務に従事する役員」に該当しない。</u></p> <p><u>2 会計参与や監査役は、通常は「常務に従事する役員」に該当しない。</u></p>	
<p><u>(特殊支配同族会社の判定)</u></p> <p><u>9-2-55 法第 35 条第 1 項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入》に規定する特殊支配同族会社（以下 9-2-56 において「特殊支配同族会社」という。）に該当するかどうかの判定に当たっては、1-3-1《株式会社における同族会社の判定》から 1-3-8《同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の同族会社の判定》までの取扱い（1-3-5《同族会社の判定の基礎となる株主等》の取扱いを除く。）を準用する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(基準期間に含まれない事業年度等)</u></p> <p><u>9-2-56 特殊支配同族会社の当該事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 9-2-56 において同じ。）のうちに、特殊支配同族会社に該当しない事業年度がある場合には、最後非該当事業年度（当該特殊支配同族会社に該当しない事業年度のうち、最も新しい事業年度をいう。）前の各事業年度は、当該各事業年度のうちいずれかの事業年度が特殊支配同族会社に該当するときであっても、令第 72 条の 2 第 5 項《特殊支配同族会社の基準所得金額の計算》に規定する基準期間（以下 9-2-57 において「基準期間」という。）に含まれない。</u></p>	(新 設)
<p><u>(基準期間における期末業務主宰役員等の判定)</u></p> <p><u>9-2-57 基準期間に含まれる各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該</u></p>	(新 設)

当する場合には、当該連結事業年度。以下9-2-57において同じ。）の中途において業務主宰役員に異動があった場合において、令第72条の2第11項《業務主宰役員給与額の意義》に規定する期末業務主宰役員又は期中業務主宰役員に該当するかどうかは、当該基準期間に含まれる各事業年度の終了の時においてそれぞれ判定する。

（損金不算入額の特例計算に関する書類の書式）

9-2-58 令第72条の2第4項《特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算》に規定する「合算対象給与額その他財務省令で定める事項について記載した書類」は、付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。

（新 設）

改 正 後

改 正 前

付 表

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算に関する
明細書

事業年 度又は 連結事 業年度	法人名 ()
--------------------------	------------

I 合算対象給与額を支給する法人（他の特殊支配同族会社）に関する事項						
名称	1	本店又は主たる事務所の所在地	3	合算対象給与額	4	
納税地	2					
株式数等による判定	特殊支配同族会社の期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額(21の①)	5				
	同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の株式数又は出資の金額(18の④)	6				
	株式数等による判定 (6) / (5)	7				%
	特殊支配同族会社の期末現在の議決権の総数(21の②)	8				
	同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の議決権の総数(18の②)	9				
	議決権の総数による判定 (9) / (8)	10				%
	株式数等、議決権又は社員数による判定					
社員の数による判定	特殊支配同族会社の期末現在の社員の総数	11				
	同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の数	12				
	社員の数による判定 (12) / (11)	13				%
	株式数等、議決権又は社員数による判定割合(7)、(10)又は(13)のうち最も高い割合	14				%
常務従業員数による判定	特殊支配同族会社の期末現在の常務に従事する従業員の総数(21の③)	15				人
	同上のうち、業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の数(18の③)	16				
常務従業員数による判定 (16) / (15)	17					%
区分	氏名又は法人名	業務主宰役員との続柄	役職名	株式数	議決権数	常務従業員別の
業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項 (A)	業務主宰役員	本人		①	②	③
	業務主宰役員グループに属する者					常務従業員
	業務主宰役員グループに属する者					常務従業員・常務従業員以外
	業務主宰役員グループに属する者					常務従業員・常務従業員以外
	業務主宰役員グループに属する者					常務従業員・常務従業員以外
	業務主宰役員グループに属する者					常務従業員・常務従業員以外
	業務主宰役員グループに属する者					常務従業員・常務従業員以外
	業務主宰役員グループに属する者					常務従業員・常務従業員以外
	業務主宰役員グループに属する者					常務従業員・常務従業員以外
	業務主宰役員グループに属する者					常務従業員・常務従業員以外
小計				18		人
(③にあっては、常務従業員の総数)						
常務に従事する役員に関する事項 (B)に記載した者を除く。						常務従業員
						常務従業員
						常務従業員
						常務従業員
小計				19		人
株主等に関する事項 (C)に記載した者及び(B)に記載した者を除く。						
小計				20		
合計 (18)+(19)+(20)				21		人
(③にあっては、(18)+(19))						

II 添付書類		
合算対象給与額の支給金額を証する書類の写し	22	有
その他 ()	23	有・無

記載の仕方

1 この明細書は、法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第72条の2第2項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算）の規定の適用を受ける特殊支配同族会社（法人税法第35条第1項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入）に規定する特殊支配同族会社をいいます。以下同じ。）が、施行令第72条の2第4項に基づき納税地の所轄税務署長に提出することとされている同項に規定する合算対象給与額その他財務省令で定める事項について記載した書類として使用します。

2 「1 合算対象給与額を支給する法人（他の特殊支配同族会社）に関する事項」の各欄は、特殊支配同族会社の当該事業年度終了の時の現況により次のとおり記載します。

なお、特殊支配同族会社の当該事業年度終了の日が他の特殊支配同族会社の事業年度終了の日と同日である場合には、「常務に従事する役員に関する事項(B)」以外の各欄については、当該各欄の記載に代えて、当該他の特殊支配同族会社の別表2及び別表14(1)の写しを添付することとして差し支えありません。

(1) 「名称1」及び「納税地2」は、施行令第72条の2第2項に規定する合算対象給与額（以下「合算対象給与額」といいます。）を支給する他の特殊支配同族会社の名称及び納税地を記載します。

(2) 「本店又は主たる事務所の所在地3」は、合算対象給与額を支給する他の特殊支配同族会社の納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合に、その本店又は主たる事務所の所在地を記載します。

(3) 「合算対象給与額4」は、他の特殊支配同族会社が支給する合算対象給与額を記載します。

(4) 「特殊支配同族会社の期末現在の議決権の総数8」から「議決権の数による判定(9)/(8) 10」までの各欄及び「業務主宰役員及び業務主宰役員関係者等に関する事項(A)」から「株主等に関する事項(C)」までの「議決権数②」の各欄は、他の特殊支配同族会社が施行令第72条第2項第2号イからニまで《業

改 正 後	改 正 前
<p>務主宰役員関連者の範囲》に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式（出資を含みます。以下「種類株式」といいます。）を発行していない場合には、記載を要しません。</p> <p>(5) <u>他の特殊支配同族会社が種類株式を発行している場合には、次により記載します。</u></p> <p>イ <u>「特殊支配同族会社の期末現在の議決権の総数8」から「議決権の数による判定(9)/(8) 10」までの各欄に記載すべき総数、数及び割合（以下「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。</u></p> <p>ロ <u>他の特殊支配同族会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び上記イの計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。</u></p> <p>(6) <u>「特殊支配同族会社の期末現在の社員の総数11」から「社員の数による判定(12)/(11) 13」までの各欄は、他の特殊支配同族会社が合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。</u></p> <p><u>ただし、「株式数等による判定(6)/(5) 7」又は「議決権の数による判定(9)/(8) 10」の欄のうちいずれかの判定により特殊支配同族会社に該当する場合には、「11」から「13」までの各欄の記載は要しません。</u></p> <p>(7) <u>持分会社である会社が業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）を定めている場合は次により記載します。</u></p> <p>イ <u>「特殊支配同族会社の期末現在の社員の総数11」及び「同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の数12」の各欄は、業務執行社員の総数及び数を記載します。</u></p> <p>ロ <u>業務執行社員に該当する者については、「氏名又は法人名」の欄にその旨を記載します。</u></p>	

- (8) 「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項(A)」の各欄は、他の特殊支配同族会社の施行令第72条第1項第1号《特殊支配同族会社の判定等》に規定する業務主宰役員（以下「業務主宰役員」といいます。）及び同条第3項第1号に規定する業務主宰役員グループ（以下「業務主宰役員グループ」といいます。）に属する者について記載します。この場合において、業務主宰役員グループに属する者のうち、①業務主宰役員にあつては「業務主宰役員」の欄に、②その同族会社の役員である者及び同条第1項第6号から第8号までに掲げる法人である株主等にあつては「業務主宰役員関連者」の各欄に、③それ以外の株主等にあつては「同上以外の者」の各欄に、それぞれ記載します。
- (9) 「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項(A)」の「常務従事役員の別 ③」は、役員としての職務につき常務に従事しているかどうかの別により判定します。
- (10) 「常務に従事する役員に関する事項(B)」の各欄は、他の特殊支配同族会社の常務に従事する役員のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者のいずれにも該当しない役員について記載します。
- (11) 「株主等に関する事項(C)」の各欄は、他の特殊支配同族会社の株主等のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員グループに属する者並びに常務に従事する役員いずれにも該当しない株主等について記載します。
- 3 「II 添付書類」の各欄は、次のとおり記載します。
- (1) この明細書には、他の特殊支配同族会社が作成した合算対象給与額の支給金額を証する書類でその支給金額が支給時期ごとに記載されているものの写しを添付し、「合算対象給与額の支給金額を証する書類の写し22」の「有」を○で囲みます。
- (2) 上記2により他の特殊支配同族会社の別表2及び別表14(1)の写しを添付した場合又は上記2の(5)ロにより明細書を添付した場合には、「その他()23」の「()」に添付した書類の名称を記載するとともに「有・無」

改 正 後	改 正 前
<p><u>の「有」を○で囲み、それ以外の場合には、「有・無」の「無」を○で囲みます。</u></p> <p style="text-align: center;">第 11 款 新株予約権を対価とする費用等</p> <p><u>(役務の提供の対価として発行される新株予約権)</u></p> <p><u>9-2-59 法第 54 条第 1 項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する「当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権を当該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきもの」に該当するかどうかは、例えば、次の(1)及び(2)に掲げる事実があるかどうかにより判定することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該新株予約権の発行に係る決議において、当該新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該新株予約権を発行する法人に対する役務の提供に係る債権をもって相殺することとされていること。</u></p> <p><u>(2) 法人が、当該新株予約権を対価とする役務の提供につき、その提供に応じてその確定した決算において費用として経理していること。</u></p> <p style="text-align: center;">第 12 款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡</p> <p><u>(株式譲渡請求権の意義)</u></p> <p><u>9-2-60 令第 136 条の 4</u>……………</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 8 款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡</p> <p><u>(株式譲渡請求権の意義)</u></p> <p><u>9-2-41 令第 136 条の 4 第 1 項</u>……………</p>